

令和4年度入所選考基準等における昨年度からの変更点の概要

1 基準点数に関する変更

要件	変更内容	変更理由
就労（内職等） <u>《新設》</u>	居宅外就労と居宅内就労を統合し、内職等は別途切り分けます。 月160時間以上の内職等 … 10点 月120時間以上160時間未満の内職等 … 8点 月64時間以上120時間未満の内職等 … 6点	今般の働き方における居宅内外の考え方の整理に鑑みため。
出産	状況・認定条件について、下記のとおり文言を修正します。 【旧】「育児休業後復職予定の場合」 「母子手帳の写しにより産前・産後であること及び保育の実施理由証明書により育児休業後に復職することを確認」 ↓ 【新】「産休又は育休から復職予定の場合」 「母子手帳の写しにより産前・産後であること及び保育の実施理由証明書により産休又は育休からの復職予定を確認」	育児休業を取得せずに産後休暇取得後に復職する場合を考慮するため。

2 調整点数に関する変更

状況	変更内容	変更理由
保育士等	週の総就労時間数により計算していたものをフルタイム・パートタイムに区分したうえで点数化することとし、配点を下記のとおり変更します。 【旧】市内保育施設で勤務 … 週の総就労時間数×1点 市外保育施設で勤務 … 週の総就労時間数×0.5点 ↓ 【新】市内保育施設で週4日かつ月140時間以上勤務 … 20点 市内保育施設で週4日かつ月64時間以上140時間未満勤務 … 15点 市外保育施設で週4日かつ月140時間以上勤務 … 10点 市外保育施設で週4日かつ月64時間以上140時間未満勤務 … 5点	就労時間による計算で複雑になる点数を整理するにあたり、配点を調整するもの。 あわせてシフト勤務等で週の就労時間の算出が難しい場合を考慮し、月の就労時間とするもの。

3 申込みに必要な書類に関する変更

状況	変更内容	変更理由
労働実態の把握が難しい方 <u>《新設》</u>	業務の計画表、予定表、業務報告書等の添付書類の提出を求めるよう変更します。	働き方の多様化に伴い、労働実態を適切に把握する必要があるため。

※ 各変更は令和4年4月以降の入所選考から適用し、令和4年3月までの入所選考は従前の選考基準（「令和3年度 保育所等入所の手引き」等をご確認ください）によります。